

津市消防広報規程

平成18年1月1日消防本部訓第6号

改正 平成19年6月20日消防本部訓第6号
平成20年6月30日消防本部訓第2号
平成22年3月31日消防本部訓第17号
平成25年3月29日消防本部訓第6号
令和2年3月26日消防本部訓第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、消防広報を適正かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「消防広報」とは、管内住民の消防行政に関する意志を的確に把握し、これを施策に反映させるとともに、消防の実態を住民に正しく伝え、消防行政に対する理解と協力を得るための業務をいう。

(広報事項)

第3条 消防広報として実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防関係法令、条例その他規程等の周知に関する事。
- (2) 消防の組織及び業務等の周知に関する事。
- (3) 防火防災思想の普及に関する事。
- (4) その他消防行政に関する事。

(広報業務)

第4条 前条に規定する広報事項を展開するための業務(以下「広報業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 広報計画の作成に関する事。
- (2) 報道関係等との連絡に関する事。
- (3) 音楽隊による広報活動に関する事。
- (4) 災害現場広報に関する事。
- (5) 報道関係等への情報提供及び取材協力に関する事。
- (6) 広聴事案の処理に関する事。
- (7) 消防に関する意見等の調査に関する事。

- (8) 街頭広報に関すること。
- (9) 消防広報に関する調査及び研究に関すること。
- (10) その他消防広報に関すること。

(所属長の責務)

第5条 消防本部の担当参事、課長、室長及び担当副参事並びに消防署長（以下「所属長」という。）は、所管する事務について積極的に消防広報を行わなければならない。

- 2 消防署長は、管轄区域を対象に広報媒体を有効に活用して、積極的に消防広報を行わなければならない。
- 3 所属長は、報道機関に情報提供及び取材協力をする場合は、企画段階で消防総務課に連絡し、協議及び調整をしなければならない。
- 4 消防本部の担当参事、課長、室長及び担当副参事は、記者の独自の取材に対応したときは、取材内容報告書（第1号様式）により消防長に報告しなければならない。
- 5 消防署長は、記者の独自の取材に対応したときは、その取材内容の事務を所管する消防本部の担当参事、課長、室長及び担当副参事を經由して取材内容報告書により消防長に報告しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、すべて消防広報の推進者であることを自覚し、あらゆる業務を通じて消防行政に関する情報の提供及び収集並びに個人情報の保護に努め、住民と良好な信頼関係を保持しなければならない。

- 2 職員は、広報業務を推進するため、常に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。
- 3 職員は、広報業務を推進するにあたり、捜査機関が行う犯罪捜査等に配慮して行うものとする。

(広報担当者)

第7条 所管事務の積極的な消防広報の推進と広報活動の円滑な処理を図るため、消防本部の各課及び室並びに各消防署に広報担当者を置くものとする。この場合において、広報担当者は、消防士長以上の階級にある者をもって充てる。

(報道対応責任者)

第8条 災害現場広報又は報道機関からの取材に迅速に対応するため、報道対応責任者を置くものとする。

2 報道対応責任者は、消防本部にあっては、担当参事、課長、室長又は担当副参事と、消防署にあっては、副署長又は指揮隊長とする。

3 災害発生時の取材において、報道対応責任者が不在のときは、現場最高指揮者が行うものとし、隊員が単独で取材対応を行ってはならない。

(災害現場広報)

第9条 災害現場広報は、所属長又は報道対応責任者が、次に定めるところに留意して行うものとする。

(1) 住民に対して行う広報は、災害の種類、規模及び地域の特殊性に応じて、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 火災警戒区域又は消防警戒区域への立入禁止又は制限

イ 二次災害の防止

ウ 消防活動への協力

エ 飛び火による出火防止

オ 災害の概要及び活動の状況

カ その他必要と認める事項

(2) 報道機関に対して行う広報は、災害内容及び消防活動状況等情報の統一を期するとともに、現地に出動した他の関係機関との連携に配慮して、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 発表時間、場所等を明示し、できる限り報道機関を集めて行うこと。

イ 発表は、段階的に行うとともに、発表機関名を明確に付加すること。

ウ 火災原因及び損害額を発表する場合は、速報として発表すること。

(情報提供)

第10条 所属長は、報道機関を活用して消防広報を行うときは、多くの住民に影響を与えることを認識し、社会情勢を考慮した内容で、時期を失することなく情報を提供するものとする。

2 所属長は、報道機関から取材等の要請を受けたときは、消防行政運営に支障のない限り協力するものとする。この場合必要に応じ、承諾書(第2号様式)により報道機関の取材責任者に内容確認をさせるものとする。

3 所属長は、前2項に規定する消防広報のうち、重要事項と認められる発表については、消防総務課長と協議しなければならない。

4 報道機関への情報提供を行うときは、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 報道機関の対応を担当する職員の指名

(2) 情報提供する事案と関連する資料の整備

(3) 関係所属との連絡調整

(4) 消防長への取材結果の報告

5 消防長が行う記者発表には、関係する所属長が列席し、円滑な運営に努めるものとする。

(街頭広報)

第11条 街頭広報は、車両等を活用して、火災が多発している場合、火災警報が発令された場合その他火災予防上必要があると認める場合に行うものとする。

(広聴)

第12条 所属長は、住民から広聴事案の申出を受け付けたときは、事案の真意を的確にとらえ、次に掲げる事項に留意して、速やかに適正な処理をしなければならない。

(1) 広聴事案を受け付けた場合は、誠実に対応すること。

(2) 事案の処理に当たっては、内容に応じて事務を所掌する関係所属及び関係行政機関との連絡を密に取り、適正に処理すること。

(3) 電話又は投書等による匿名の広聴事案であっても、可能な限り必要な事項を調査し、処理経過を明確にしておくこと。

(4) 所属長は、広聴事案を受け付けたときは、広聴事務処理票（第3号様式）に記録すること。

(広報会議)

第13条 消防総務課長は、消防広報に関する連絡調整及び効果的な事務処理を図るため、必要のあるときは、広報担当者の出席を求め、広報会議を開くものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年6月20日消防本部訓第6号）

この訓は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日消防本部訓第2号）

この訓は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日消防本部訓第17号）

この訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日消防本部訓第 6 号）

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日消防本部訓第 1 号）

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

<p>取 材 内 容 報 告 書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">報告者（職氏名）_____</p>		
取材日	年 月 日（ ）	
対応者	所属名	
	職名	
	氏名	
取材者	報道機関名	
	記者名	
	連絡先	
取材方法	来庁 ・ 電話 ・ その他（ ）	
取材の主旨		
取材内容		
対応内容		
<p>資料を提供した場合は、その資料を添付すること。</p>		

第2号様式（第10条関係）

承 諾 書

- 1 取材（撮影）にあたっては、取材先消防職員の指示に従うこと。
- 2 報道（放送）にあたっては、プライバシーの保護に配慮すること。
- 3 当本部職員が使用する専門用語や行動について、誤った内容で視聴者に伝わらないようにするため収録後、映像及びナレーション等を当広報担当職員及び製作者等が立会い、確認を行うこと。
- 4 撮影に伴う事故（撮影者の怪我、機材の破損等）及び関係者とのトラブルにより第三者に被害を及ぼした場合は、取材者側の責任において対処すること。
- 5 撮影中、上記事項に該当すると当本部が判断することがあった場合、状況によっては、撮影を中止させる場合があること。

（宛先）津市消防長

上記の内容について承諾します。

年 月 日

会 社 名

代表者名

印

電話番号

第3号様式（第12条関係）

広聴事務処理票

管轄		担当者	職・氏名 ⑩			
受付日時	年 月 日 () 時 分		種別			
申出人	住所	電話				
	氏名		性別	男・女	職業	
相談内容						
処 理 事 項						
年 月 日	回答の方法			担当者		
・	1 即時 2 文書 3 電話 -			職・氏名 ⑩		
回答要旨						